

第九十回  
帝國議會

## 臨時通貨法の一部を改正する法律案特別委員會議事速記録第二號

付託議案  
○臨時通貨法の一部を改正する法律案  
○軍人及び軍屬以外の者に交付された  
賜金國庫債券を無効とすることに關  
する法律案

昭和二十一年七月八日(月曜日)午前  
十時十二分開會

○委員長(伯爵黒田清君) ソレデハ前  
會ニ引續キマシテ是ヨリ委員會ヲ開キ

マス、御質問ゴザイマセヌカ、ソレカ  
ラチヨット申上ゲマスガ、今日ハ臨時

通貨法ノ方ヲ先ニ御質問願ヒマシテ、  
其ノ御質問ガ大體終リマシタラバ、軍人

軍屬以外ノ賜金公債無効ニ關スル法律  
案ノ御質問ヲ願フト云フコトニシテ、

ウマク固メテ參リタイト思ヒマス、先  
づ臨時通貨法ニ付テノ御質問ガゴザイ

マスレバ御質問ヒマス

○黒田英雄君 大藏大臣ガ御出席ニナ  
ツテ居リマスカラ、通貨法ニ付キマシ

テ一點御伺ヒ申上ゲタイト思ヒマス、  
先日來ノ説明デ今度硬貨ヲ出サレマス

題旨ハ能ク分リマシタノデスガ、將來  
資材ガ許シ、又鑄造能力ガ増シテ參リ

マスレバ、政府ノ五十錢ノ少額紙幣ノ  
代リノ五十錢トカ、或ハ日本銀行ノ券  
チ出テ居リマス五十錢、

マスガ、將來ハ若シ鑄造能力ガ増シ、  
資材ガ出來マスレバ、日本銀行ノ五錢

モ總テ、今紙チ出テ居リマス五十錢、  
十錢、五錢ト云フモノハ全部硬貨ニ御

換ヘニナル御考デ居ラレルテアリマセ  
ガ、尙日本銀行ノ一圓ノ銀行券レ  
タノデスガ、段々此ノ頃ハ殖エテ來テ

居ルヤウデス、是ナドモ貨幣法ノ方ノ

補助貨トシテ將來硬貨ノ方ニ御換ヘニ  
ナリマシタラバ却テ便利チヤナイカト

思フノデスケレドモ、ソレニ付テハド  
ウ云フ御考デアリマスカ

○國務大臣(石橋湛山君) 御答ヘ申シ  
マス、御話ノヤウニ五錢ヤ十錢ハ成ル  
ベク硬貨ニ致シタイト考ヘテ居リマ

ス、ソレカラ一圓ノ方ノ問題ハ、實ハ貨  
幣法ヲ何レ根本的ニ變ヘナイト、是ハ一  
固ナドノ問題バカリデヤアリマセヌ

デ、本位貨ノ問題モアリマスノデ、ソ  
レ等ト併セテ、貨幣法ニ付テハ根本的  
ノ研究ラシテ、貨幣法其ノモノノノ改正  
ヲシナケレバナラナイト思ツテ居リマ

ス、只今ノ所デハマダ一圓ノ硬貨ヲ出  
サウト云フ考ハ持ツテ居リマセヌ

○黒田英雄君 紙ノ貨幣ト硬貨ノ方ト  
較ベマスト、硬貨ノ方ハ衛生上ニモ宜  
イト云フヤウナ調ヲ聞イタコトガアリ

マス、私ハ將來ハ出來レバ一圓モ、今  
日ノ状態デハ相當必要ナヤウニモ見エ

テ其ノ場合ニ躊躇ナク申出戴ケレバ  
手ヲ打ツ、斯ウ申シテ居リマス、尙是

マスガ、サウ云フコトハ一ツ實例ニ付  
テ其ノ場合ニ躊躇ナク申出戴ケレバ  
手ヲ打ツ、斯ウ申シテ居リマス、尙是

ト云フ風ナコトガ出テ居リマシタガ、  
實際ハ重要ナ産業デモナカノ、金融機

關ガオイソレ資金ヲ出サメト云フノ  
ガ現狀ダト思フノデス、政府ハ通貨量

ト云フモノ餘リニ過大視サレテ、通

貨量ヲ抑ヘル點ハ宜イカモ知レマセヌ  
ガ、生產増強ト云フ一方非當ニ阻害

サレル結果ニナル思フ、ソレニ對ス

用ガ次第ニ下落シ、ソレガ「インフレ」

ラ助長スル結果トナルト思フノデス  
ガ、先般新圓ガ非常ニ退減サレテ居ル

ノデ、ソレニ對シテ政府ハ新ラシイ措

置ヲ執ル考デアルト云フコトヲ御發表

ニナツテ居ルコトヲ拜見シタノアリ

マス、ソレニ對シドウ云フ風ナ具體案

ヲ御持チデアルカ、ソレヲ伺ヒタトイ  
思ヒマス

○國務大臣(石橋湛山君) 御答ヘ申上

テダムシテ事業資金ハ原則トシテ新  
正ノ際ニハ硬貨ニセラレルコトガ宜イ

ノデヤナイカト考ヘテ居ルノデスガ、  
十分御研究ヲ願ヒタイト思ヒマス

○侯爵西郷吉之助君 先般政府ハ事業

資金ヲ……土曜日ノ前會ノ審議ノ折、  
マスガ、將來ハ若シ鑄造能力ガ増シ、  
シテ企業資金ヲ済結サレマシタノデス

ガ、ソレニ對シテ政府ハ金融措置ト  
御質問シタイ、先般政府ハ金融措置ト  
シテアリマスガ、後段々新圓一本ノ經濟

ニ改メテ行ク、斯ウ云フ一ツノ準備工

作ニモナル、斯ウ云フ風ナ觀點カラ、  
過渡期ニ於テ多少ノ無理ガ起り、若干

ノ弊害モアルカモ知レマシテ、消極面、積極面ガアル譯デアリマシテ、消

極面致シマシテハ、今懸案ニナツテ  
タノデアリマスガ、斷行ヲ致シマシ

タ、併シ實際ニ生產ニ必要ナ資金ニ付  
テハ假ニモ障害ガ起ラナイヤウニト云

フコトデ、是ハ日本銀行或ハ興業銀行

等ニモ能ク申含メマシテ、左様ナコト

ガナイヤウニ取計ツテ居ル譯デアリマ

ス、色々々苦情モ無論聞キマスガ、實

情ヲ調べテ見マスト、サウ弊害ハ今ノ

所起ツテ居ラナイヤウニ私ハ見テ居リ

マス、尙是ハ地方ナドデーツノ事

業ノ場合ヲ々我々ガ豫メ手ヲ打ツ譯

ニハ行キマセヌノデ、サウ云フ所ニマ

ア中小工業ナドニ不便ガ與ヘラレル、  
而モ其ノ中小工業ハ相當生產ニ寄與シ

テ居ルト云フヤウナ場合モアルト思ヒ

マスガ、サウ云フコトハ一ツ實例ニ付  
テ居ルト云フヤウナ場合モアルト思ヒ

マスガ、サウ云フコトハ一ツ實例ニ付  
テ居ルト云フヤウナ場合モアルト思ヒ

マスガ、サウ云フコトハ一ツ實例ニ付  
テ居ルト云フヤウナ場合モアルト思ヒ

處理致シテ居ル譯デアリマス、ソレカ

ラ尚此ノ紙幣増發ニ對スル回収等ニ付  
テノ處理デアリマスガ、是ハ色々々消極

面、積極面ガアル譯デアリマシテ、消

極面致シマシテハ、今懸案ニナツテ  
タノデアリマスガ、斷行ヲ致シマシ

タ、併シ實際ニ生產ニ必要ナ資金ニ付  
テハ假ニモ障害ガ起ラナイヤウニト云

フコトデ、是ハ日本銀行或ハ興業銀行

等ニモ能ク申含メマシテ、左様ナコト

ガナイヤウニ取計ツテ居ル譯デアリマ

ス、色々々苦情モ無論聞キマスガ、實

情ヲ調べテ見マスト、サウ弊害ハ今ノ

所起ツテ居ラナイヤウニ私ハ見テ居リ

マス、尙是ハ地方ナドデーツノ事

業ノ場合ヲ々我々ガ豫メ手ヲ打ツ譯

ニハ行キマセヌノデ、サウ云フ所ニマ

ア中小工業ナドニ不便ガ與ヘラレル、  
而モ其ノ中小工業ハ相當生產ニ寄與シ

テ居ルト云フヤウナ場合モアルト思ヒ

マスガ、サウ云フコトハ一ツ實例ニ付  
テ居ルト云フヤウナ場合モアルト思ヒ

マスガ、サウ云フコトハ一ツ實例ニ付  
テ居ルト云フヤウナ場合モアルト思ヒ

マスガ、サウ云フコトハ一ツ實例ニ付  
テ居ルト云フヤウナ場合モアルト思ヒ

テ居リマシテ、殊ニ一部ノ人々ハサウ  
云フ「デマ」ニ大變脅カサレテ居ルヤウ  
ニ聞イテ居ルノデアリマスガ、大藏當  
周ニ於カレマシテハ、新聞ハ絶對ニ封  
鎖ナドハ行ハナイト云ソヤウナコトヲ  
此ノ機會ニ重ネテ此處デ御聲明願ヘレ  
バ非常ニ效果ガアルノデハナイカト思  
フノデスガ如何デセウカ

○國務大臣(石橋湛山君) 御答へ申上  
ゲマス、先般來賓ハ議會デ、衆議院ノ  
方面デモ何回カ其ノコトヲ申シタコト  
デゴザイマスガ、ドウモ殘念ナガラ今  
ノ處餘り信用シテ吳レナイモノデスカ  
ラ……私ハ絶對ニ新聞ハ封鎖ナド致シ  
マセヌ、又はハ考ヘテモ技術的ニ出來  
ナイコトハ専門家ナラアナタモ御承知  
デアリマセウ、此ノ新聞ヲ封鎖スルト  
云フ噂ノ立ツコトガ不思議ナノデアリ  
マスガ、是ハ絶對ニ大藏省トシテハ致  
サナイ、又政府トシテモ致セナダイ積  
リデアリマス

○木内四郎君 只今大藏大臣カラ非常  
ニ明瞭ナル理由迄御述ニナツテ御聲明  
ニナリマシタコトハ私共非常ニ仕合セ  
ニ思フ次第アリマス、尙先程チヨツ  
ト懸循環ノコトニ付テ御話ガザイマ  
シタシ、此ノ前ノ委員會ニ於キマシテ  
「インフレ」ト五百圓生活トノ關係ニ付  
キマシテ、色々ナ御質問御答辯等モア  
リマシタノデ、ソレニ關聯シマシテチ  
ヨツト御同ヒシタノデスガ、先頃官  
吏ノ俸給ヲ、給與ヲ約五割方増額サレ  
トルト云フヤウナコトヲ御發表ニナリマ  
シタ、尙大藏省ニ於キマシテハ給與局  
ヲ設ケラレマシテ、官吏ノ給與ノ統一  
付テ矢張リ給與局デ多少ナリトモ研究

ク所ニ依リマスレバ、一部ノ會社ニ於  
サレ、或ハ考慮サレ、又給與局デナクト  
モ、御當局ニ於カレマンシテ何カ御考慮  
ニナシテ居ラレバスカドウカ、實ハ開  
キマシテハ、勞働爭議ナドノ結果、給  
與ガ非常ニ増額サレマシテ、五倍乃至  
六倍ト云ナヤウナ増額ラシタ所モアル  
ト云フヤウニ聞イテ居ルノデスガ、事  
實ハ私ハハツキリシマセケレドモ、  
サウシテ其ノ結果トシテ或會社ノ如キ  
經理上非常ニ重大ナ影響ヲ及シテ居  
ル、是ハ延イテ若シスウ云フ情勢ガ擴  
ガリマスト、官吏トノ給與ノ權衡上ノ  
マシタ惡循環ノ問題ト重大關係ガアル  
ノデゴザイマス、更ニ我が國ノ產業經  
濟全般ニ現在、將來ニ瓦リマシテ、重  
大ナ關係ガアルト思ヒマス、政府ニ於  
カレマシテ適當ナル機會ニ關係方面ト  
モ色々々御連絡ニナリ、然ルベタ御對策  
ヲ御講ジニナツタラドウカト思ノンデ  
スガ、何カ政府ハ現在御考ニナリ、又  
將來孰ラウト思クテ居ルコトヲ比ノ際  
御漏シ願ヘレバ仕合セト思ヒマス  
○國務大臣(石橋遼山君) 大藏省ノ中  
ニ設ケマシタ給與局ハ只今マダ閉局早  
早デアリマシテ、一向仕事が拂ラナイ  
ノデアリマスガ、併シ其ノ直接ノ業務  
ハ政府職員ノ給與ノ問題デアリマスカ  
ラ、民間ノ給與ニ付テ兎毛角旨フコト  
ハ出來ナイト思フノデスガ、併シ政府  
職員ノ給與ヲ考へマシテモ、民間ノ職  
員ノ給與トノ關係モアリマスカラ、其  
ノ意味ニ於テ給與額ヲ十分研究シナケ  
レバナラヌ、併シ其ノ方面カラ他ノ官  
省ニ交渉シテ民間ノ給與ニ付テ然ルベ  
キ手ヲ打ツテ貰ハウト考へ、又サウナ

ラナケレバナラヌト考ヘテ居リマス  
又現在ニ於キマシテハ大藏省トシテハ  
直接民間ノ給與ニ付テ東ヨ言語フコト  
ゲタ石炭ノ問題ナドニ付テハ、石炭贈  
産ノ爲ニ例ヘバ補給金ノ増額ガ行ク  
ソレモ宜カラウ、併シナガラ同時ニ増  
産フシナヨトニハ意味ヲ爲サナイト申  
デスカラ、其ノ條件ヲツケテヤル、細  
カク言ヘバ、例ヘバ給與ノ問題ニ付キ  
マシテモ、現在ノ炭坑ノ賃銀ガ甚ダ放  
漫ナモノダ、之ヲ公平主義ニ改メレ  
云フヤウナコトハ要求シテ居ル譯デス  
カラ、ソンナ形ニ於テ商工省ニモ、或ハ  
厚生省ノ方ニモ絶エヌ種々ノ要求ハ致  
シテ居リマス、現在ノ民間事業ガ御確  
ノヤニ給與ガ非常ニ高クナツチソレデ  
ナクテモ事業ガ引合サイ、益ミ赤字ガ  
殖エテ來テ居ルト云フヨリ誠ニ憂フベ  
キ現象アリマシテ、事實終戦後ノ  
クノ事業會社ノ赤字ト云ソモノハ非常  
ナモノデアリマシテ、先日モ申シタマ  
デアリマスガ、此ノ關係カラ言ゾト、  
政府ノ補償問題ドヨロデハナイ、其ノ  
方ガ事業トシテ實ハ大切ナヨトデ、此  
ノ儘デ行キマスト從來ノ事業セ非常ニ  
成立タヌト云フコトデアガマス、ソ  
デ是ハ是非事業ノ整理ワシテ貢ハナケ  
レバナラヌ、ソレニハ失業者問題モ起  
リマスガ、ソレニ愚懶テ居ツテハ事業  
ノ整理ハ出來ナイ、従ツテ増産ハ出來  
ナイト云フコトニナリマスカラ、失業  
問題ノ解決ハ失業問題ノ解決トシテ別  
ニ處理致シテ、事業ハ極力整理シテ貢  
ヒタイ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ其ノ積  
リデ今大減省トシテハ漸次手ヲ打ツ積  
リデアリマス

思ヒマスガ、已ムヲ得ナイトハ言ヒナガラモ、争議ヲヤレバ何處迄モ船與ガ上ツテ行クト云ソ状態ニ置カレルコトハ、事業ノ整理トハ別ニ如何ナモカト思ハルノデスガ、サウ云フコトニ付テ關係方面トモ十分ヲ御連絡ノ下ニ、何等か必要ナ措置ヲ御執リニナル御考ハナイデアリマセウカ。

○國務大臣(石橋憲山君) 其ノ點ニ付キマシテハ、特ニ明確ニ斯ウ云フ手ト云ノ程ノモノハ今ノ所打ツテ居リマヌガ、唯先般内閣ノ決定デ各職場ニ經營協議會ヲ設ケルト云フコトヲ勘場シタ譯デアリマス、アノ經營協議會ニ於テ貯銀ノ問題モ決メテ欲シイ、サウ云フ風ニシマスト各職場毎ニ實際ノ經理或ハ營業ノ状態ニ合セタ貯銀ガ定マルト云フ理窟デアリマスカラ、サウ云フ風ニシマスト各職場毎ニ實際ノ經理或ハ營業ノ状態ニ合セタ貯銀ガ定マルト云フ理窟デアリマシテ、是ハ各業歸ニシマスルト云フノデアリマシテ、色々運ヒマスシ、事業ノ主體毎ニ其色々運ヒマスシ、事業ノ内容ガ違ヒマスカラ、採算上ニシマスルト云フノデアリマシテ、是ハ、各會社等ニ依クテ色々運ヒマスシ、事業種別、會社毎ニ依クテ違フダウ、事業ノ内容ガ良イカラト云フノデリマスト、是方延イテ他ノ會社ニモ惑ラウト思ヒマスガ、ソレニシテモ或感有トハ、各會社等ニ依クテ色々運ヒマスシ、事業ノ内容ガ良イカラト云フノデリマスト既ニ隨分赤字ガ出テ居タルト云フコトデアリマスガ、サウ云

ノ方ニモ直ニ鑑識ヲ及シテ行クノ  
デアリマスカラ、サウ云フ事業種別毎  
ノ採算ノ見地カラダケノモノデナシ  
ニ、從來ノ經理統制ノ如ク窮屈デナク  
テモ、自ラ其處ニ一定ノ生活標準ト云  
フモノカシ見マシタ所ノ一定ノ標準ヲ  
置イテ、何等カ給與ノ著シイ増額ヲ此  
ノ際抑ヘルト云ソコトハ、「インフレ」  
防止ノ見地カラモ又我國ノ產業ノ將  
來ノ立場カラモ、是ハ宜イヂヤナイカ  
ト思ヒマスガ、サウ云フ點ハドウ云フ  
ノデアリマセウカ







昭和二十一年七月三十日印刷

昭和二十一年七月三十一日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局